

随意契約について

1 随意契約の要件

随意契約を締結することができる場合の要件は、次の から までの場合に限定されています（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号）。

予定価格が規則で定める額を超えないとき（第1号）。

工事又は製造の請負	130万円	財産の売払い	30万円
財産の買入れ	80万円	物件の貸付け	30万円
物件の借入れ	40万円	その他（役務提供、業務委託等）	50万円

（墨田区契約事務規則第40条の2）

その性質又は目的が競争入札に適しないとき（第2号）。

特定の者でなければ履行することができない契約をするとき。

- ・ 特定の者から特定の物品を購入する契約
- ・ 国家資格等特別な資格を有する者との契約
- ・ システム、機器等の開発者とのシステム改修委託契約、保守管理・点検契約 など
特殊な技術又は特別な知識を必要とする契約をするとき。
- ・ 特殊・専門的な業務委託契約
- ・ プロポーザル（技術・企画提案）により選定した者との業務委託契約 など
継続業務のため他の者では業務の履行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- ・ 過去の業務で得た知識、技術、経験等が継続して行われる業務にも必要とされる契約
- ・ 耐震調査後の耐震設計、設計後に行われる工事監理業務委託契約 など

特定の法律に基づき設立された法人と契約をするとき（第3号）。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

- ・ シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約

○障害者自立支援法

- ・ 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約

総務省令に定めるところにより長が認定した新商品を買入れるとき、又は新役務の提供を受けるとき（第4号）。

緊急の必要により競争入札に付することができないとき（第5号）。

緊急的な工事請負契約（放置すると危険な状態となるような場合など、客観的事実に基づき個々に判断する。）

競争入札に付することが不利と認められるとき（第6号）。

関連工事が生じた場合で、施工中の者以外では割高となるような場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき（第7号）。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（第8号）。

落札者が契約を締結しないとき（第9号）。

2 指定理由書の記載内容

施行令第167条の2第1項第1号の場合

上記1の の金額を超えないものについては、随意契約によることが認められていますが、事業者選定の適正性を担保するため、簡潔に指定理由を記載してください。

施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの場合

ア 第2号から第9号までのいずれに該当するかを念頭に置いて、その規定の主旨に該当する理由を、**具体的、客観的及び論理的**に記載してください。

第8号又は第9号に該当する場合、再度入札を行う場合があります。

イ **事業者を指定する理由のみ**を記載し、その事業の目的、経緯等、契約の締結と直接関係のないことは記載しないでください。

ウ 事業者が「業務に精通している」、「実績が良好である」等の理由は、施行令の要件に該当せず、これらの理由では随意契約を締結することはできないため、記載しないでください。

エ **指定理由は5行程度の簡潔なもの**とし、その後、次の例のとおり、必ず該当規定を記載してください（プルダウンリストから選択してください。）。

【例1】 システム開発者による同システムの保守管理等、特定の者でなければ履行することができないもの

・・・・・・・・（5行程度の指定理由）・・・・・・・・

以上の理由により、本件は「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」（特定の者でなければ履行することができない契約をするとき。）に該当するため、随意契約によることとし、上記事業者を指定する。

【例2】 プロポーザル（技術・企画提案）により選定した者への業務委託等、特殊な技術又は特別な知識が必要とされるもの

・・・・・・・・（5行程度の指定理由）・・・・・・・・

以上の理由により、本件は「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」（特殊な技術又は特別な知識を必要とする契約をするとき。）に該当するため、随意契約によることとし、上記事業者を指定する。

【例3】 障害者自立支援法、障害者支援施設等からの役務の提供を受ける場合

・・・・・・・・（5行程度の指定理由）・・・・・・・・

以上の理由により、本件は「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」（特定の法律に基づき設立された法人と契約をするとき。）に該当するため、随意契約によることとし、上記事業者を指定する。

以下、第9号までに該当する内容を記入（プルダウンリストから選択）すること。

なお、全庁キャビネットの共通帳票の契約課ボックスに、「第1号・物品指定用」及び「第2号～第9号用」の指定理由書の新様式を掲載しましたので、これを利用してください。